

「水資源を保全するための条例の骨子(案)」についての意見募集の結果

水資源を保全するための条例の骨子(案)について県民の皆さんからいただいた御意見と県の考え方は以下のとおりです。貴重な御意見をありがとうございました。

- 1 意見募集期間 平成24年12月28日(金)から平成25年1月31日(木)まで
- 2 提出された意見の件数 6件
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

意見の概要	県の考え方
<p>【意見1】 森林の土地の(取引)面積は問わないとのことだが、1ヘクタール以上の場合には森林法の事後届となってしまい条例の届出の担保がとれないのではないかと。その取扱いはどうなるのか。</p>	<p>条例による土地取引等の面積の大小にかかわらず事前に届出義務が課される予定です。森林法の事後届出制度とは届出時期が異なることとなります。</p>
<p>【意見2】 遊佐町でも条例を制定する予定だが、町の意見を尊重する手立てが必要ではないかと。</p>	<p>県内の市町村や森林組合を対象とした意見交換会の開催(2回)やアンケート調査などを通じ、市町村の意見をお聴きしながら条例の検討を進めております。</p> <p>また、条例による水資源保全地域の指定にあたっては、あらかじめ市町村の意見をお聴きしながら進めることとしております。</p> <p>さらに、市町村の条例において、今回の条例と同等以上の規制制度及び実効性を確保する措置等を導入する場合は、市町村の条例に基づく制度が優先できることを検討しております。</p>
<p>【意見3】 実際に開発行為が申請された場合、それを止めるだけの効力を有する条例になっていないと感じる。影響を及ぼすものについては、はっきりと認可しない条文とすべき。</p>	<p>今回の条例による規制は、土地の所有権に基づく土地の自由な取引や利用を制限する財産権を制限することとなるものですので、公共の福祉により必要かつ合理的な規制でなければならないことから、届出制とするものです。</p> <p>また、条例の届出義務をしっかりと守ってもらうため、条例に違反して履行した場合などの措置について見直すこととし、違反した場合には行政罰として過料を科すことを検討いたします。</p>
<p>【意見4】 (水資源保全地域を指定するとき)「市町村の意見をきいたうえで…」とは、県が責任をもって対応するのではなくて責任転嫁とも受け取れる。県が主体的に関わり、県の考え方を市町村に伝えて協議すべきと考える。</p>	<p>条例による水資源保全地域の指定や届出者に対する措置などは、県が実施主体となって県の考え方を伝えながら主体的に行うこととなります。</p> <p>地域の実情を最も把握している市町村の意見をお聴きすることにより、公平で適切な判断を期することがその趣旨です。</p>
<p>【意見5】 行為に対し、「勧告」程度ではゆるいと考える。まずは認可しない、履行した場合には罰則等の厳しい対応をとるべき。全般を通して抑止力が見えない感があり、見直しを求める。</p>	<p>行為に対する規制を認可とすることについては、公共の福祉により必要かつ合理的な規制でなければならないことから、条例に設けることは難しいと考えています(意見3の県の考え方を参照してください)。</p> <p>また、条例の届出義務をしっかりと守ってもらうため、条例に違反して履行した場合などの措置について見直すこととし、違反した場合には行政罰として過料を科すことを検討いたします。</p>

【意見6】

鳥海山の岩石採取は歯止めのない行為と嘆く県民の一人です。

地域住民の本音は、明確にこれ以上採掘させない「何か」を求めている。これからもここで生きていくための「飲む水」と「農産物を生産する水」だからである。今回の条例は地域住民の生命と財産の保全にも関わる問題である。

今回の条例の規制対象区域は、公共用の水の水源地を想定しています。飲む水、農産物を生産する水などの水源地です。こうした水資源を守るため、可能な措置をとれるよう条例の検討を進めているところです。